

# 製材工場新設等事前調査支援事業実施要領

令和3年5月28日付け林第227号

## 第1 趣旨

製材工場新設等事前調査支援事業費補助金の実施については、製材工場新設等事前調査支援事業費補助金交付要綱（令和3年5月28日付け林第226号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 採択基準

県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県が推進する製材力強化の取組に賛同し、取組を進めること。
- (2) 県産原木を調達し、製材加工する意思があること。
- (3) 県外への製品販売実績があり、県外への販路拡大が見込めること。

## 第3 事業計画の作成

事業計画の作成主体は、製材工場新設等事前調査支援事業計画書（別記様式1）を作成し、製材工場新設等事前調査支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条に定める補助金交付申請書（様式第1号）と併せて知事に提出するものとする。

## 第4 事業計画の変更

事業計画の作成主体は、事業計画書を変更しようとするときは、製材工場新設等事前調査支援事業変更事業計画書（別記様式1）を作成し、要綱第4条に定める補助金変更交付申請書（様式第2号）と併せて知事に提出するものとする。

## 第5 実績書の作成

事業計画の作成主体は、製材工場新設等事前調査支援事業実績書（別記様式1及び別記様式2）を作成し、要綱第6条に定める実績報告書（様式第3号）と併せて知事に提出するものとする。

## 第6 補助対象経費

県内に製材工場の新設・規模拡大を検討する企業等が、自ら実施する原木生産・流通等の事前調査、木材製品生産・流通等の事前調査、立地候補地の事前調査、その他の事前調査に要する経費とし、別紙1の経費とする。

## 第7 書類の提出

この要領に基づき、知事に提出する書類は、林業課に提出するものとする。

附則 この要領は、令和3年5月28日から施行する。

別紙1

補助対象経費

区分	内容
賃 金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。
共 済 費	賃金に係る社会保険料とする。
謝 金	事業を実施するために開催する会議等に出席する指導者等の謝金とする。
旅 費	事業を実施するために必要な旅費とする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費等とする。
役 務 費	通信運搬費、手数料とする。
委 託 料	資料作成、測量・調査等の委託料とする。
使用料及 び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

事業主体

1 取組目標（取組成果）

※事業区分毎に記載すること

2 達成方法

※事業区分毎に記載すること

3 経費内訳及び積算根拠

事業区分	経費区分	事業費 (円)	補助金 (円)	積算根拠
ア 原木生産・流通 等の事前調査				
	計			
イ 木材製品生産・ 流通等の事前調査				
	計			
ウ 立地候補地の事 前調査				
	計			
エ 上記ア～ウ以外 の事前調査				
	計			
合計				

※積算根拠は、対象経費毎に積算することとし、根拠資料を添付すること。

その他記載上の注意

※本書タイトルの「実施計画書」「変更計画書」「実績書」のうち、該当しないものを削除すること。

※実績書には、別記様式2を添付すること。

# 令和 年度製材工場新設等事前調査支援事業調査記録表

事業実施主体

調査日		事業区分 (ア～エ)	調査者数	調査対象	調査内容	調査結果	調査経費
月	日						